

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022 年 12 月 6 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パラグアイ及び全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができれば尚可）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

農業立国であるパラグアイにおいて、牧畜業は国家経済を支える主要産業であり、畜産物が農産物輸出額に占める割合は大豆に次ぎ第 2 位の地位にある。なかでも、牛肉を中心とする食肉生産が重要であり、世界における牛肉主要輸出 10 カ国の一つとして、年間 27 万トンを超える牛肉が 50 ヶ国以上に輸出され、約 11 億米ドルの外貨収入をもたらしている（パラグアイ中央銀行統計、2022）。同国は肥沃な土壌、気候など、牧畜業に適した自然条件に恵まれていることから、

約 1,400 万頭の肉用牛が放牧を主体として飼育され、高品質の牛肉生産が可能となっている。国内には約 15 万の家畜生産農家の他、と畜・流通・輸出関連産業に従事する者も多く、同セクターの雇用に果たす役割も大きい。生産者の約 90%は、飼養頭数 100 頭以下の中小規模農家が占めているが、近年は大規模かつ集約的生産体系（フィードロット）や飼養環境に応じた品種交雑の導入等により、高品質かつ安定的な食肉生産を行う農家も増加している。

このようにパラグアイの牛肉輸出は世界有数の規模に発展し、国際市場における輸出シェアも一定の割合を占めるようになったものの、食肉の国際市場の流通において、家畜や食肉の衛生管理に要求されるレベルは高まる一方である。このため、同国政府は、我が国に対し家畜衛生強化に係る技術協力を要請した。これを受け、我が国は 2019 年 7 月から 2023 年 3 月まで政策アドバイザーを、家畜疾病の管理及び動物由来製品の品質と安全管理を実施する「パラグアイ国立家畜品質・衛生機構（SENACSA）」に派遣し、当該分野の情報収集・現状分析調査を行った。その結果、同国の食肉輸出国としての持続的な発展を阻害する課題として、以下が抽出された。

- SENACSA 検査ラボの職員・技術者の知識・技術力が不足している。
- 重要家畜感染症の診断とその品質管理のためのインフラが整備されていない。
- 動物由来食品の安全性検査（微生物および残留有害物質）とその品質管理のためのインフラが整備されていない。
- 食肉の安全性検査データ管理および許認可業務が電子化されておらず、増加する輸出量に対応できないだけでなく、他機関とのデータ共有の障壁となっている。
- 安全な食肉生産のための農場での抗菌剤の適正使用や衛生対策などを SENACSA 地方事務所が指導・監視する体制が脆弱である。

かかる現状と課題を踏まえ、パラグアイ政府は、家畜衛生対策及び動物由来産品検査・認可サービスを包括的に強化・改善するための技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

（１）国内準備期間（2023年1月中旬～2023年2月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② パラグアイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年2月上旬～2023年2月下旬）

- ① JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ② パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）パラグアイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ）パラグアイの案件関連分野（農業・畜産セクター）における開発動向
 - ウ）基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ）パラグアイの実施機関であるパラグアイ国立家畜品質・衛生機構（SENACSA）に係る下記の情報
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - オ）本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO

等)の活動動向、連携の可能性

カ) 農業・畜産に係る社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等

キ) プロジェクト実施に係る先方負担事項

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAパラグアイ事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023年2月下旬～2023年3月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2023年3月7日（火）までに提出。

業務完了報告書は、次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄サンパウロ⇄アスンシオンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じ見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 2 月 5 日～2 月 25 日を予定しています。（変更の可能性あります。）
本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。
本公示の段階で、現地到着後の隔離期間は設定されていません。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 食品安全（JICA）
 - エ) 家畜衛生（JICA）
 - オ) 評価分析（本コンサルタント）
 - ③ 便宜供与内容
JICA パラグアイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書（スペイン語）
 - ・ 要請案件調査票（日本語）
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れ

る体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上